

Chase Checking And Savings Accounts Customer Agreement (アメリカ)

岩原 紳作

I. はじめに

1. アメリカにおける消費者取引に関する銀行取引約款

アメリカにおいては、我が国やドイツにおけるように、銀行協会において統一的な銀行取引約款を制定するというようなことはなく、各銀行がそれぞれの用いる銀行取引約款を作成するため、各銀行の銀行取引約款は区々であるのが通常である。これにはアメリカにおいては独占禁止法の規制が厳格であるという事情が背景にあるものと思われる。

ところが消費者取引に関する銀行取引約款に関して言えば、アメリカの各銀行の銀行取引約款の内容は似たものになっている。これは、銀行の消費者信用に関しては、連邦の消費者信用保護法 (Customer Credit Protection Act) 及び同法に基づく「連邦準備制度理事会 (FRB)」の規制が制定されているほか、各州においても消費者信用に関する種々の制定法を設けており、その間に一定の統一的傾向が見られるためである (竹内昭夫「消費者信用—アメリカ」比較法研究36号 (1974) 8頁以下)。

2. 制定法による規制と銀行取引約款

銀行 (取引) の規制に関しては、特に19世紀以来、大きな論争があった。州の権限の問題とされ、各州が銀行法を定めていたが、いわゆるポピュリズム運動の高まりとともに、その影響を強く受けた各州が、銀行に、厳しい法律を作

ったため、多くの銀行法は区々になった。特に預金契約においてそれが甚だしく、多くの州で混乱が生じた。そこで多くの州で用いることのできるモデル約款が作られたりした。

1960年代に入ると、通貨政策の一環として、連邦準備法 (Federal Reserve Act) による規制がなされた。更に1970年代には、一連の連邦消費者信用保護法の制定によって、銀行取引への連邦制定法による規制がなされたわけである。最近では、1991年の連邦預金保険公社承認法 (FDIC Improvement Act) によって銀行法の連邦化が進められた。

II. Chase Better Banking

1. 対象となる取引

今回取り上げる“Customer Agreement”は、アメリカの The Chase Manhattan Bank の消費者取引に関する銀行取引約款である。同行は、同行が消費者に提供する幾つかのサービスを統合した総合金融サービスに Chase Better Banking という名前をつけている。これは消費者が自らが指定した複数の口座を一つの統合計算書にまとめることを可能にするものである。同行の提供する同様のサービスに Value 50と呼ばれるものがある。

Chase Better Banking に加入するためには、Chase Checking Account または Chase Checking With Interest Account を開かなければならない。かつ、以下の貯蓄又は投資口座一以上も開かなければならない。即ち、

Chase Money Market MaximizerSM

Chase Dividend SavingsSM

Chase Money Market

Chase Statement Savings

Chase Passbook Savings

Chase Certificate of Deposit

Chase Individual Retirement deposit accounts (“IRAs”)

Chase Keogh Plans

Chase Cash Reserve or Credit Line Account (CLA)

Chase Better BankingSM Line

Chase Visa, MasterCard[®], Gold Visa, or Gold MasterCard (“Credit Card” issued by The Chase Manhattan Bank (USA))

Chase Pay-By-PhoneSM

以上である。なお IRA とは、従業員のための年金計画を持たない雇用主の下で働いている従業員のための個人年金プランであり、従業員の IRA への拠出につき年に一定額まで所得控除 (tax deductions from ordinary income) を認めるものである。当該従業員が働いていない配属者のための IRA もある。Keogh Plans とは、独立営業者が加入する本人とその従業員のための年金計画のことである。やはり一定額の拠出の所得控除が認められる。

2. 計算書

Customer Agreement の 4 頁に次の一節がある。“The information shown for your credit card and Chase Better Banking Line will not replace the monthly statement and bill which you will receive separately.”

この中で言う “Chase Better Banking Line” は、Chase Better Banking に加入している顧客のための別個のクレジット・ライン口座であって、小切手口座 (checking account) に貸越の保護という信用供与を与えるものである。

この Chase Better Banking Line の計算書である Chase Better Banking Line Statement は、その中に多くの種類の取引（即ち、顧客が選択した前記の各サービス）の要約計算書（summary statement）を含んでいる。多くの種類の取引の情報が一つの封筒に入ってくるわけである。しかし、個別の取引毎の毎月の取引記録も送られてくるのであって、例えばクレジットカードについてより詳しい別個の計算書も来る。前記英文は、Chase Better Banking Line の計算書中の各種取引の要約計算書と、個別の取引毎の詳しい計算書の異動について述べたものである。即ち、両者は、同一の取引に関する情報であれば同じ内容のはずであるが、例えば、クレジットカード会社の請求日 (billing date) が Chase Better Banking Line のそれと違うと、両者の間に食い違いが生じることを断ったのが、その内容である。

3. 手数料

手数料 (Fees and Charges) に関しては次のような記載がなされている。即ち、checking account の毎月の手数料が、Chase Better Banking のサービスと結びついているときは\$9.50、Value 50というサービスと結びついているときに\$10.00、Chase Better Banking と結びついた Chase Checking With Interest の場合は\$12.00、それが Value 50と結びついているときは\$15.00とされている。取引毎の手数料は、小切手一枚の支払いにつき\$0.25、Chase の施設からの ATM による引出し毎に\$0.25、Chase 以外の ATM 施設からの引出し毎に\$0.75である。

しかし、Chase Checking Account を持っている場合は、各口座の月平均残高の総計が\$3000以上であれば毎月の手数料及び取引毎の手数料を支払わなくてもよい。Chase Checking With Interest Account を持っている場合で、各

口座の月平均残高の総計が\$5000以上の場合も同様である。

Chase Better Banking 又は Value 50の一部である貯蓄口座又は money market 口座の最低残高要件以下になっても手数料は課せられないが、最低口座開設残高要件を守らなければならない。

月平均残高総計が最低残高要件を充たした場合は、翌月は、Certified Checks、小切手と計算書のコピー、支払い差し止めの各サービスの手数料が50%割引かれる。

4. Pay-By-PhoneSM

ペイ・バイ・フォーンは、顧客の大部分が消費者である。利用の仕方は、プッシュフォーンで、customer services code を入力することによって行われるが、プッシュフォーンでなく、声による指示で利用することも可能である。予め、取引先のリストとその Identification Number を銀行に送っておき、相手方を登録しておく。顧客が予め登録した相手方にものみ支払いがなされる。即ち顧客は、コードを入力して支払指図を行い、そのあとで確認書 (confirmation) を相手方の登録した住所に送る。この取引は同一種類の口座間であれば、支払いの受取人が以上のように制限されることが唯一の制限である。それ以外には、支払いの目的、額等に関し制限がない。それでも Chase においては、fraudulent transaction (詐欺的取引) の例は一つしかなかったとのことである。それは離婚した配偶者が無制限で取引をしたものであった。なおペイ・バイ・フォーンは現在のところ同一種類の口座間でのみ利用できるが、将来は checking account から savings account というように、異なる種類の口座間でも利用できるようにするということがあった。

5. その他の EFT 取引

ペイ・バイ・フォン以外にも、幾つかの EFT サービスを Chase 銀行では提供している。Chase Cash Machines、NYCE[®] machines、Plus System network、Spectrum[®] services 等であり、これらによって checking account への資金移動、checking account からの資金移動を行える。これらの中で NYCE は、銀行間の ATM の相互利用ネットワークで日本の BANCS に当たるものである。Spectrum[®] は日本で言えば ANSER を利用したバンキング・サービスのようないオン・ライン・コンピュータ・システムである。大会社は、自らのシステムを持っていることから、利用者の中心は中小企業の顧客であり、ホーム・バンキングとしては使われていないようである。なおこのシステムは Chase 銀行限りのシステムであり、多くの銀行が加入するシステムになれば費用効率性が高まるが、現在のところはそうになっていない。

なお EFT の法的問題に関する約款規定については、「IV. Checking Accounts と Savings Accounts に共通する規則」において検討することとした。

6. Funds Availability

(1) 小切手を預け入れた場合

顧客が預金をいつ現金化できるかは大きな問題であり、後述するようにアメリカにおいては、この問題は連邦法によって大きく規制されている。この問題に関する本 Customer Agreement も、この連邦法に従った内容になっている。即ち、Chase Better Banking 又は Value 50 の顧客については、Chase ATM に小切手を預入 (deposit) すれば、直ちに一営業日につき 300 ドルまで受け取ることができる。これに対し銀行の窓口で小切手を入金した場合には、翌日、一

営業日につき300ドルまで受け取ることができる。但し、前月の平均総残高が Chase Checking Account については\$3000、Chase Checking With Interest Account については\$5000の最低残高要件を充たしていなければならない。また、既に現在過振の状態である場合もだめである。

このような約款規定の背後にある連邦法が1987年競争平等銀行法 (Competitive Equality Banking Act of 1987) の第6編の Expedited Funds Availability Act (資金払出促進法) である。同法の§603(a)(2)(D)によれば (12U.S.C. §4001, P. L.100-86 Sec. 603, 101 Stat. 638)、他店券 (他行の小切手) の預入を受けた銀行店舗は、翌営業日に一営業日当たり100ドルまでの払出しをしなければならない。

この603条と比較すると、最低残高要件を充たす Chase Better Banking 又は Value 50の顧客には次の二点において顧客に有利になっている。即ち、第一に、ATM に預入した小切手については翌日ではなく即日引き出せること、第二に、即日引き出せる額が100ドルではなく300ドルであることである。最低残高要件を充たす Chase Better Banking 及び Value 50の顧客以外の顧客に関しては、1987年競争平等銀行法で定められた通り、翌営業日に100ドルまで引き出せるだけである。

なぜ Chase ATM への預入についてのみ即日引出しとしたのであろうか。銀行側の説明によれば、ATM への小切手の預入は、封筒に自分が振り出した小切手や給料として受け取った小切手 (pay roll check) を入れて ATM 機に預け入れるものである。ATM 機は預け入れられたのが小切手か現金か、小切手であればその額の判断ができない。しかし預入者が300ドル以上預けたと入力すれば300ドルまで引出しに応じることになるため、銀行としてはめくらの状態で即日

引出しに応じることを意味する。これは一種の当座貸越権 (right of overdraft) を与えたことに等しい。銀行としては、引出者のカード及び PIN (personal identification number : 暗証番号) により記録をとっているため、引出者が偽った小切手金額を入力するという詐欺 (fraud) を働いても逃げられないし、額が大きくないためビジネス・リスクとして割り切っているとのことであった。

それではなぜ Chase ATM に預けると直ちに300ドル引き出せるのに、窓口で預け入れると翌日でないといふ300ドルを引き出せないのであろうか。窓口における方が小切手金額の確認もできるため、銀行にとっては安全なはずである。これに対する銀行の答えは、預け入れる小切手は、引き出す顧客が自分を受取人として自ら振り出した小切手でもよいのであるから、額を確認しても余り意味はなく、むしろ ATM による引出しの方を優遇することによって、顧客が ATM を利用することを奨励するために、このような差を設けたということであった。ATM は窓口の銀行員と違って休まないし、コストが安いからである。Chase の ATM に限って優遇したのは、銀行間の相互利用 ATM ネットワークである NYCE の場合、Clearing House (手形交換所) の合意により引出しは他の加盟行の口座からでも行うことができるが、小切手や現金の預入は同一行の機械でないとできないとされているためである。これは資金払出促進に関する各行の態度が違うことに基づくようである。

(2) 現金を預け入れた場合

現金を銀行窓口で預け入れた場合、直ちに引き出すことができる。それ以外の方法により預け入れた場合、例えば ATM の機械に現金を預け入れた場合は、Chase 銀行が受け取った日の翌営業日から引出し可能とされている。これは、ATM 機に預け入れても、直ちにその額を認識して入力するようにはなっ

おらず、コンピューターのターミナルから銀行員が入力する必要があるためである。

なお、Chase における口座間の資金移動は、ATM によっても窓口においても直ちに入金扱いとなる (post)。但し、午後 3 時以降や、週末、祝日の場合は、翌営業日入金扱いとなる。

(3) 付利 (Earning Interest)

現金や Chase 銀行宛小切手等は預入日から付利される。他行宛小切手等の預入は、資金が Chase 銀行にとって利用可能になった日から付利されるが、それは預入より 3 営業日以内でなければならない。これは前述の Expedited Funds Availability Act §603(c)(1)(A)により、手形交換区域が同一である銀行を支払人とする小切手については、3 営業日以内に引出し可能でなければならないとしていることに対応するものと考えられる。しかしこの約款規定が手形交換区域を異にする支払銀行の小切手の預入にも適用されるのか (Expedited Funds Availability Act §603(c)(2)によればそのような小切手は 1 週間以内に引出し可能となればよい)。必ずしも明らかでない。もし適用ありとすれば法律によって引出し可能とされた時点より早く付利されるわけであるが、その理由は必ずしも明らかでない。

III. Checking Accounts

1. 小切手用法

顧客は、normal Chase check form (チェース通常小切手フォーム) を用いなければならないとされている。それ以外のフォームで振り出された小切手の支払いをチェース銀行は拒むことができると定められている。小切手における

記載の仕方等より詳しいことは、Account Conditions に規定されている。

2. 計算書 (Statement)

Checking Accounts With Chase については、毎月、チェース銀行が選んだ日に、計算書が郵送される。これは連邦 EFT 法第906条C項 (15U.S.C. §1693 d(c))が、消費者 EFT 取引については毎月計算書を送ることを強制していることに対応しているが、たとえ EFT 取引がなくても小切手取引があれば、本約款に基づき毎月計算書を郵送している。Chase Better Banking 又は Value 50 に加入しているときは、全ての Chase Better Banking 活動の要約を付した合併計算書が送られる。

なお、Chase Money Market Maximizer 取引に関しては、四半期毎に Chase 銀行が選んだ日に計算書を郵送するものとしている。但し、顧客が ATM を利用したりその他の電子資金移動取引を行った月には、中間報告書を送ることとしている。これは前述した連邦 EFT 法第906条C項に従ったものと解される。Chase Dividend Savings 取引等の約款においても、同様の定めが設けられている。

このように定期的に計算書を顧客に送ることには、多額の費用がかかる。とりわけ人的負担が重く、Chase 銀行の32,000人の行員のうち15,000人がこの業務に携わっているとのことであった。

3. 当座貸越

小切手口座保有者は、Chase Cash Reserve サービスを利用することによって、500ドルから25,000ドルの範囲内で当座貸越を受けることができる。

4. 預金保険

連邦預金保険法に従い、小切手口座等、口座の種類毎に、かつ口座所有資格

毎に（個人としてか、受託者としてか等）10万ドルの預金保険によって保険されている。これは口座の種類を問わずに預金者一人当たり最高1,000万円の預金保険がかけられている我が国と違いがある。

IV. Checking With Interest

1. 金利の表示

金利付小切手口座の約款は、金利に関する部分を除いては、一般の小切手口座に関する約款と同一である。金利に関する規定としては、第一に金利の表示の仕方に関する約款規定がある。それによれば、金利は年利の形でかつ単利の形で表示される。これは他の金利との比較が容易なためである。単利の場合、利息から生じた利息は含まれないため、実際の金利のパーセンテージより低く表示される旨、約款に記載されている。

2. 付利の時期

金利は毎日、年利の $1/365$ （平年）又は $1/366$ （うるう年）だけ発生すると規定されている。このようにして発生した金利は、毎月の第一営業日に元本に組み入れられると規定されている。

3. 引出通知

引出又は資金移動の少なくとも7日前に書面による事前通知を行わなければならないと要求する権利を銀行が有していると規定されている。これは Chase Checking With Interest 取引に限られている。しかし、銀行がそのような通知を要求せずに引出し又は資金移動に応じることもできるとも規定している。

V. Savings Accounts

1. 預入、引出

預入に関してはII(6)で論じたのと同様の規定が置かれている。引出に関しては、ATMによる等の銀行の定めた方法によるものとしている。書面により他の口座への資金移動や他の者への支払いを請求できるともされている。但しFRBの規則(Regulation D)により、Savings Accountからの電話による、電信(コンピューター)による、又は事前授權による資金移動は、月6回までに限定されている旨、規定されている(12C.F.R. §204.2(d)(2)(ii))。

なお、Checking With Interestと同様の7日前の書面による引出の事前通知の要件が定められている(IV(3)参照)。

2. 通帳預金取引(Passbook Savings)

通帳預金取引は、請求の度に通帳を提示して行う取引である。預金の払戻しは通帳に記載される。銀行は、口座のある支店でのみ引き出すよう要求する権利を有している。これは通帳提示者と口座保有者のサインの一致を確認するためである。小切手についても、口座のある支店でしか払出しはできないとされている。なおChase Passbook Savings Accountから小切手や為替手形を振り出すことはできない。

Passbook Savings Accountで最も興味深いのは、その各資格毎の預金の最高限度が50万ドルとされていることである。これはdisintermediationを防ぐためのビジネス上の理由に基づくものである。Passbook Savings Accountは、長期の顧客が多く、その金利はmoney marketの金利より高く設定されている。これは昔からの預金者をつなぎとめるために、Passbook Savings Account

の金利を市中金利にあわせて変更しなかったためである。そのため Passbook Savings Account の金利が市中金利より高くなり、disintermediation（資金の移動・流出）が生じたために、Passbook Savings Account の預金額に上限を設けた。

Chase では Passbook Savings Account の客は少ない。Checking Account With Interest の方が利用されている。Passbook Savings Account は、主に Savings Bank 等の Thrift Institution（貯蓄金融機関）が扱っており、Commercial Bank（商業銀行）は扱っていない。商業銀行はビジネス客を扱う。商業銀行である Chase が Passbook Savings を扱っているのは、倒産しそうな Thrift Institution であった Manhattan Bank 等を合併したときに引き継いだものである。それらの銀行の客の一定割合は Chase から離れて他の Thrift Institution に移ったが、Chase に残った客もいたのである。

Passbook Savings Account は、引出又は資金移動の少なくとも一週間に書面による通知を行うことを要件とする権利を Chase は保留している。しかし実際には、これは要求されていない。Passbook Savings は、その70%が定期預金（Time Deposit：しかし1年以上のものは少ない）であり、30%が要求払預金（Demand Deposit）になっている。

VI. Checking Account と Savings Accounts に共通する規則

1. 手数料、規則等の変更—Truth in Savings

Chase 銀行は、手数料、規則等を変更したり、追加することができる。但し、このような変更・追加は、Chase 銀行店舗に10日間通知を出すか、又は Chase 銀行が書面による通知を顧客に郵送してから10日後のいずれか早い時点に発効

するものと想定されている。

この条項は、1991年連邦預金保険公社 (FDIC) 改善法第264条乃至第266条により相当な修正を受けている。この1991年法の Subtitle F 第261条乃至第274条は、Truth in Savings (貯蓄真実) と題され、Truth in Savings Act (貯蓄真実法) とも呼ばれている。州法としての Truth in Savings Act を制定している州もある。

1991年法第264条によれば、銀行は、fees、charges、interest rates (金利)、terms & conditions (条件) について schedule (表) を作成し、それを変更する場合には、最低30日前に郵便で口座保有者に通知しなければならない。従って前記約款規定に拘らず、手数料や規則等を変更する場合には、最低30日前に郵便により口座保有者に通知しなければならない。これは Chase 銀行側も認めており、その後約款変更が行われたものと推測される。

1991年法が制定される以前には、次のような議論がなされていたという。即ち、金利の変更、その他の顧客に不利になる事項につき、合理性 (reasonableness) のある方法による通知がなされたか否かが問題である。ATM 取引に関する変更であれば、支店等その機械のある場所で知らせればよい。小切手においては計算書を送るときに印刷して渡せばよい。支店における取引はカウンターに表示すればよい。このように顧客が合理的に知りうる方法で通知すれば足りると考えられていた。しかし1991年法成立により、手紙を送らなければならないことになったわけである。

2. 銀行による口座の閉鎖

Chase 銀行は、顧客に書面による通知を郵送することにより、いつでも顧客の口座を閉鎖することができる旨規定されている。通知後10日経過すると顧客

の指示に従わなくてもよいと規定されている。これらは色々なタイプの取引にも適用のある一般的な規定である。

なおこの規定の下において、time deposit account（定期預金）の場合は、定期の期間が終わるときに閉鎖することになる。小切手口座の場合は、直ちに閉鎖することができるはずであるが、小切手を振り出していることが多いことから、十分な通知をしてから一定の猶予期間を与えて閉鎖することが普通であるとのことであった。

3. 未成年者取引

Chase Money Market Maximizer、Chase Dividend Savings、Chase Passbook Savings Account の各口座については、18歳以下の未成年者及び65歳以上のお年寄りにはサービス手数料を免除するという優遇を行っている。しかし未成年者（minors：18歳以下）には Chase 24 Hour Bank Card は発行されない。

未成年者の行為能力の問題に関しては次のような扱いがなされている。即ち、ニューヨーク州以外の多くの州、例えばコネティカット州等では、未成年者が銀行に口座を開設することを許していない。そのような州では、出生証明書（Birth Certificate）、運転免許証、社会保険番号（Social Security Number）等二つ以上の ID を要求することによって、本人の身元、年齢を確認して、これに違反することを防いでいる。

これに対してニューヨーク州では、Uniform Gift to Minors Act（未成年者への贈与に関する統一法）（17B McKinney's Consolidated Laws of New York Annotated §§7-4.2et seq.）により、5、6歳の未成年者であっても親の承諾なく口座を開設することができる。しかし口座数は少なく、未成年者のための

信託にすることが多い。信託の場合、監護人 (custodian) が本人が18歳乃至21歳になるまで口座を管理する。銀行は監護人と取引するのが普通である。

未成年者は、親子であれ Joint Account (共同口座) を開設することができない。当該口座から親が預金を引き出すと、銀行は子供に対し責任を負わなければならない。共同口座、信託口座については、次のVI2.を参照。

4. 共同口座 (Joint Account)

共同口座における預金債権は、口座所有者がともに生存している限り、口座所有者両名に属する。いずれかの口座所有者が死亡すれば、預金残高は生存口座所有者のものになる。生存口座所有者も死亡したときは、口座が信託口座 (In Trust For Account) とされていれば、口座所有者が指名した受益者が生存口座所有者死亡時点で生存している場合は、受益者に帰属する。信託口座になっていない場合は、預金残高は生存口座所有者の遺産に属する。

口座所有者両名が生存している場合、たとえその一名が行為無能力であったとしても、口座の預金残高をいずれの口座所有者も引き出すことができる。口座所有者のいずれかのサインがある通知により口座預金残高から支払わないよう指示された場合は、口座所有者両名の書面による同意がない限り支払わない。口座所有者の一方又は双方が受取人になっている小切手その他の証券 (items) を、他方の口座所有者の裏書の有無を問わず、一方の口座所有者が口座に預け入れすることができるものとされている。当座貸越が認められている場合、口座所有者は当座貸越額全額につきそれぞれ責任を負う。

5. 信託口座 (In Trust For Accounts)

第三者 (受益者) のために自らの名で信託口座を開いた場合、口座は開設者 (委託者) に属す。委託者が受益者より先に死亡すれば預金残高は受益者に属す

る。

6. ACH 振込取引

Chase が支払担当者とされている資金移動において最終的な資金の決済がなされなかったときは、Chase は法の許す限りその入金を取り消す権限を留保している。

特定の automated clearing house (ACH) の振込入金はその最終決済を受け取るまでは暫定的であるとする全国 ACH 協会の運営規則に拘束されることに顧客は同意するものとされている。最終決済を Chase が受け取らなかった場合、Chase は顧客の口座の入金を取り消し、振込依頼人は振込金の支払いを行ったとはみなされないことになる。取消は入金記帳日に遡って行われる。

7. 電子資金移動法 (The Electronic Fund Transfer Act)

Customer Agreement の中で、連邦電子資金移動法の解説がなされている。同法の適用を受ける Chase の提供する電子資金移動取引としては次のようなものがある。第一に POS 端末における取引、第二に Chase ATM 機械を使った Checking accounts、savings accounts への預け入れと引出し、口座間の資金移動（これらは、Chase 24 Hour Bank Card、Chase Personal Banking Card、Chase Express Card、Chase Money Card 又は One Chase Banking Card により利用できる）である。ATM 取引の場合、顧客は自ら選んだ又は銀行が送った暗証番号 (Personal Identification Number : PIN) が取引に必要である。1 回の取引で 1 ドル以上、99,999.99 ドルまで (10 万ドル未満) の預け入れ又は資金移動ができる。Chase 24 Hour Bank Card、the Chase Money Card 又は the Chase Express Card により 1 日に 1 口座 500 ドルまでの引出しができる。The Chase Personal Banking Card 及び the One Chase Banking Card におい

ては、1口座1日当たり1,000ドルまでの引出しができる。残高要件を充たしていない場合、Chaseの設備から小切手口座よりATMによる引出しを行う毎に25セントの手数料がかかり、Chase以外のATM設備からATMによる引出しを行う毎に75セントの手数料がかかる。

なお銀行間のATMの共同ネットワークであるNYCE (New York Cash Exchange) ATMs、Plus System[®] ATMsを利用してChase以外の銀行のATMからも引出し、資金移動、残高照会ができる。これらの場合もChase ATMsからの場合と同じ引出(資金移動)限度額の適用がある。しかし預け入れはChase以外の銀行の機械では行えない。これはFunds Availabilityの問題があるためと想像される。

第三の電子資金取引がChase Pay-By-Phone及びSpectrumというシステムである。これに関しても前述したRegulation Dにより、Dividend Savings Account又はMoney Market Maximizer Accountからchecking accountへの資金移動は6回以下でなければならないことを注意している(12C.F.R. § 204.2(d)(2)(ii))。

以 上